

高岡地区広域圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例施行規則

平成16年3月30日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡地区広域圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例（平成16年高岡地区広域圏事務組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告書等の縦覧時間等)

第2条 報告書等の縦覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 条例第3条第2項の規定による縦覧期間のうち、高岡地区広域圏事務組合の休日を定める条例（平成5年高岡地区広域圏事務組合条例第2号）第1条第1項に規定する高岡地区広域圏事務組合の休日には報告書等を縦覧に供しない。

(縦覧の場所)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 高岡地区広域圏事務組合事務局施設整備課
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める場所

(縦覧申込書の提出先)

第4条 条例第4条に規定する縦覧申込書の提出先は、縦覧しようとする報告書等の縦覧場所とする。

(意見書の提出先)

第5条 条例第6条の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 高岡地区広域圏事務組合事務局施設整備課
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める場所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。